

緊急地震速報の利活用の手引き

(施設管理者用)

Ver. 1.0

気 象 庁

平成 19 年 8 月 3 日

はじめに

気象庁では、地震の強い揺れが到達する前のわずかな時間を利用して、災害を軽減するための新しい情報「緊急地震速報」の一般向け提供を平成 19 年 10 月 1 日より開始する予定です。

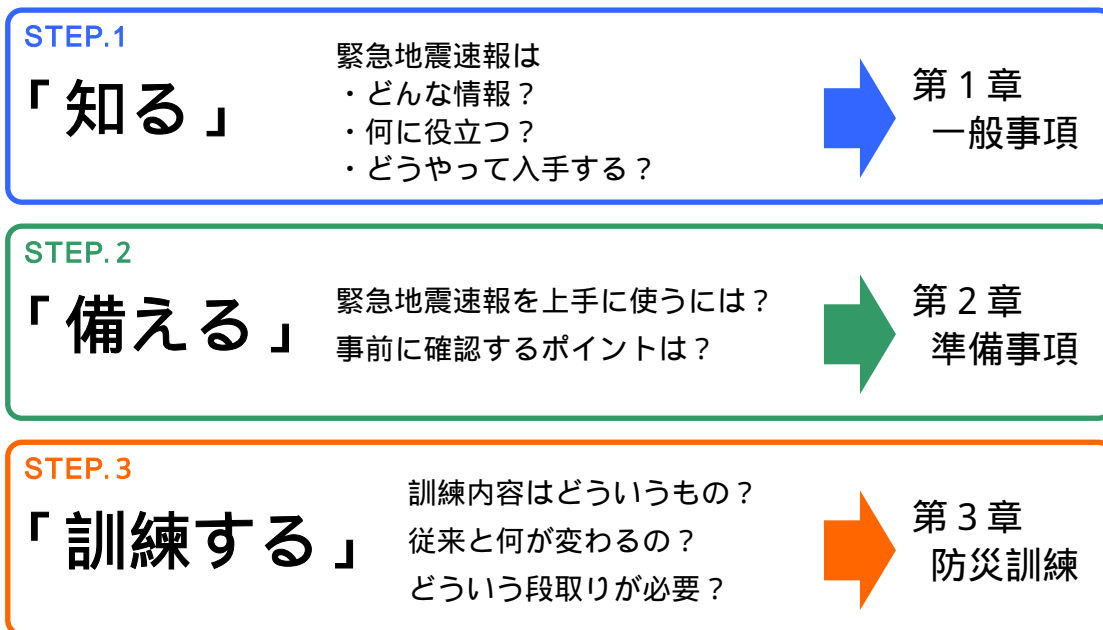
緊急地震速報は、適切に利活用することにより、地震防災対策に有効な情報ですが、そのためには、緊急地震速報の特性を良く理解し、緊急地震速報を受けた時にとっさに適切な対応行動が出来るよう、日頃から準備しておくことが必要です。

しかしながら、緊急地震速報は頻繁に発表される情報ではなく、この情報を実生活の中で体験し、学んでいくことは困難です。このため、地方自治体や学校、会社等で行われる防災訓練の中に緊急地震速報を取り入れる等により、この情報を体験することはとても有効で貴重な機会となります。

この手引きは、国や地方公共団体の庁舎や公共施設、民間のオフィスや集客施設などにおける緊急地震速報の一般的な利活用の方法や緊急地震速報を取り入れた訓練を計画・実施する際のポイントをまとめたものです。

手引きの使い方

この手引きは、緊急地震速報の利活用について「知る」「備える」「訓練する」の3つのSTEPで取り組む構成となっております。各STEPの内容は以下のとおりです。



目次

はじめに

第1章 一般事項 ～緊急地震速報とは？～

第1節 緊急地震速報とは	… 4
第2節 緊急地震速報の限界	… 5
第3節 緊急地震速報の受信	… 6
第4節 その他	… 10

第2章 準備事項 ～緊急地震速報を利活用するために～

第1節 マニュアル作成	… 11
第2節 対応行動指針作成	… 17
第3節 対応行動シミュレーション	… 22
第4節 状況把握	… 22
第5節 対応行動補助設備	… 23

第3章 防災訓練 ～緊急地震速報を防災訓練に取り込もう～

第1節 シナリオ作成	… 24
第2節 説明会	… 28
第3節 訓練実施	… 29
第4節 アンケート	… 29

参考資料	… 30
------	------

第1章 一般事項 ～緊急地震速報とは？～

緊急地震速報は、気象庁、独立行政法人防災科学技術研究所、財団法人鉄道総合技術研究所が共同して開発した今までにない新しい概念の情報のため、有効に使うためには、緊急地震速報の特徴や技術的限界を理解することが大切となります。

本章は、緊急地震速報への理解を深めていただくために、緊急地震速報のポイントをまとめたものとなっております。

第1節 緊急地震速報とは

緊急地震速報は、気象庁や（独）防災科学技術研究所が全国に展開している地震計で、地震が起きたことをすばやく検知し、地震の発生位置や規模の推定及び伝送を瞬時に行うことにより、地震の強い揺れが到達するよりも早く、これから大きな揺れが来るということをお知らせするものです。《図 - 1 - 1》参照

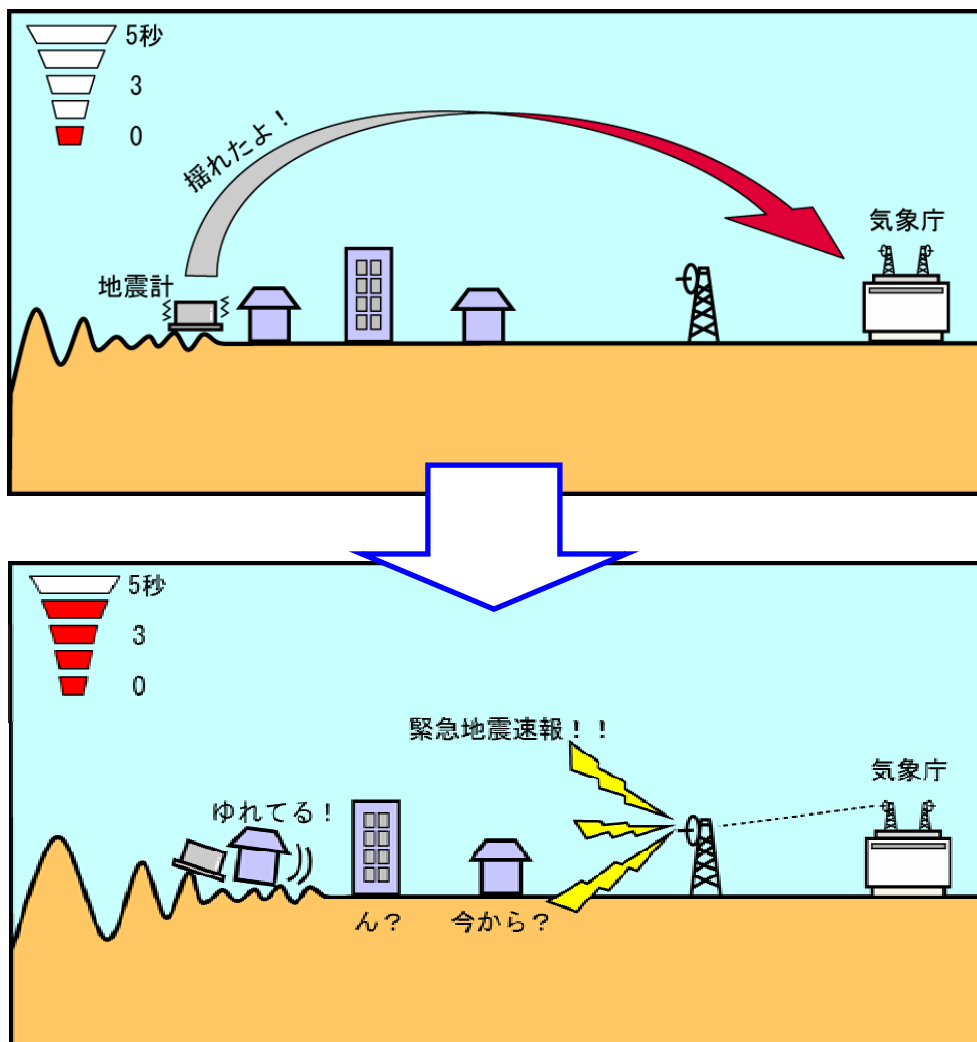


図 1 - 1 緊急地震速報のイメージ

緊急地震速報から、強い揺れが到達するまでの時間は長くても数十秒と短いものですが、この間に何らかの対策を講ずることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が可能となります。

例えば、家庭や学校、オフィスなどで倒れてきそうな家具や書棚などの前から離れたり、丈夫な机の下に避難することにより身を守ったりすることができます。また、地震による強い揺れが始まる前に、走行中の列車のスピードを少しでも落とすことができれば、脱線事故などの可能性の低減につながる事が期待されます。工場や工事現場など危険なところで働いている方が、安全なところへ避難したり、安全な体勢をとったりするようなことも可能です。



気象庁本庁庁舎内における「緊急地震速報モデル実験」での訓練の様子

小学校の避難訓練の様子



東北大学源栄教授提供

第2節 緊急地震速報の限界

緊急地震速報は、被害をもたらす大きな揺れが到達する前に、揺れが来ることを知らせる情報ですが、情報発表後、揺れが到達するまでの猶予時間は長くても数十秒程度です。地震の発生した場所の近くでは、それほどの猶予はなく、場所によっては、地震の揺れのほうが早くなる場合があります。

また、震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない場合があること、ごくまれにノイズ(雷や事故など)により誤報を発信するおそれがあることなど、技術的限界もあります。

このように緊急地震速報には、技術的限界があることをご理解いただき、地震への基本的な対応として、緊急地震速報の有無にかかわらず、揺れを感じたら身の安全を確保することが大切だということにご留意ください。

第3節 緊急地震速報の受信について

緊急地震速報を地震発生時に有効に使うためには、気象庁から発表される緊急地震速報を受信する必要があります。また、受信した緊急地震速報を施設内で放送等する設備を整えることも有効です。

本節では、緊急地震速報を利活用するための上記準備事項について説明します。

(1) テレビ・ラジオなどの報道機関から

平成19年10月1日より、NHKがテレビ・ラジオを通して緊急地震速報を報道する旨が発表されております(平成19年6月30日時点)。

発表内容は以下のとおりです。

放送形式

全ての放送波で速報(全国放送)

テレビはスーパー(地図付き、1画面で表記)、ラジオは放送を中断して音声で速報。

放送内容

気象庁が発表する最大震度5弱以上が推定される地震

テレビ : 緊急地震速報のタイトル、地震が起きた場所、強い揺れへの警戒呼びかけ、強い揺れの対象地域

ラジオ : 基本的にテレビと同内容

テレビとラジオいずれも緊急地震速報用に独自制作のチャイム音使用

開始時期

テレビとラジオは同時スタート

(平成19年6月20日報道発表資料より抜粋)

また、テレビでの報道イメージは《図 - 1 - 2》のとおりです。



図 1 - 2 緊急地震速報のTV画面のイメージ

(2) 携帯電話端末から

携帯電話端末への配信システムの構築に向けた取組みに関して、平成19年5月30日に携帯電話各社(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社)より発表されております。

(3) - 緊急地震速報専用受信端末から

インターネットや専用回線を通じて、緊急地震速報を家庭のほか、国や地方公共団体等の庁舎、公共施設、民間のオフィスや集客施設など(以下「オフィス等」という。)で受信できる端末が発売されます。財団法人気象業務支援センターまたは緊急地震速報利用者協議会より関係事業者等が紹介されております。

詳細につきましては、財団法人気象業務支援センター、緊急地震速報利用者協議会または関係事業者にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：

・(財)気象業務支援センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-4 気象庁ビル

電話：03-3215-2205 FAX：03-3215-2220

E-mail：katou@jmbasc.or.jp

・緊急地震速報利用者協議会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 東ネンビル

電話：03-3215-2205

E-mail：katou@jmbasc.or.jp

(3) - システム等による自動放送について

上記のほか、オフィス等で緊急地震速報を受信し、自動的に館内放送等で職員や施設利用者へ伝えるためには、緊急地震速報を受信する装置を準備するとともに、緊急地震速報受信後、館内放送を自動で起動し放送できるようにシステムを整備する方法があります。

緊急地震速報を受信する装置等については、前項(3) - で紹介した財団法人気象業務支援センター、緊急地震速報利用者協議会または関係事業者にお問い合わせ下さい。

緊急地震速報を受信し、館内放送を自動で起動し放送するシステムについては、施設内システム管理者等にご相談ください。参考として《図 - 1 - 3》に気象庁本庁庁舎内の緊急地震速報を放送するシステムの概要を示します。

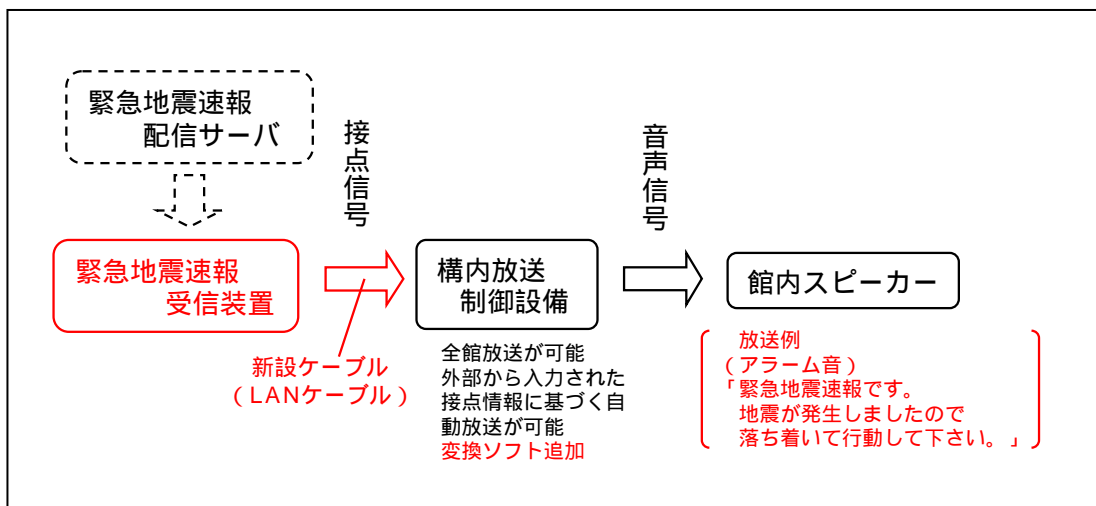


図 - 1 - 3 緊急地震速報の館内放送の仕組み

(4) 全国瞬時警報システム (J - A L E R T) による伝達について

現在、消防庁が整備を進めている全国瞬時警報システム (J - A L E R T) とは、消防庁から、緊急情報を人工衛星を用いて送信し、市区町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムですが、受信装置等の関連設備を整備した市区町村においては、J - A L E R Tにより緊急地震速報を住民へ伝達することが可能になります。住民への伝達のイメージを《図 - 1 - 4》で示します。また、《図 - 1 - 5》でJ - A L E R Tのしくみを説明します。

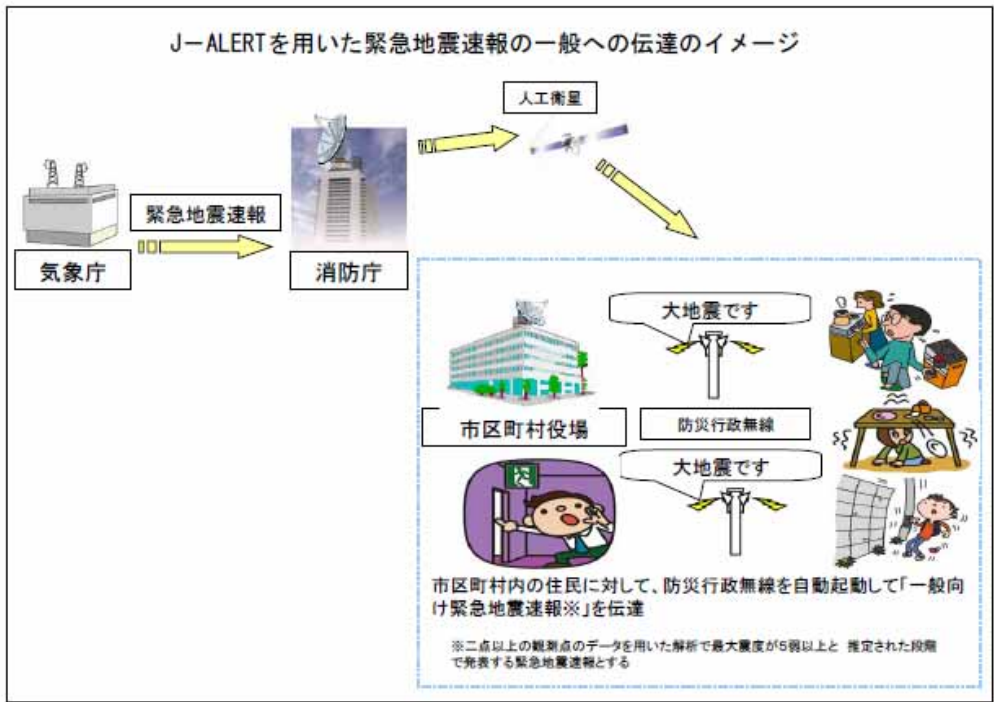


図 - 1 - 4 J-ALERT を用いた緊急地震速報の住民への伝達イメージ

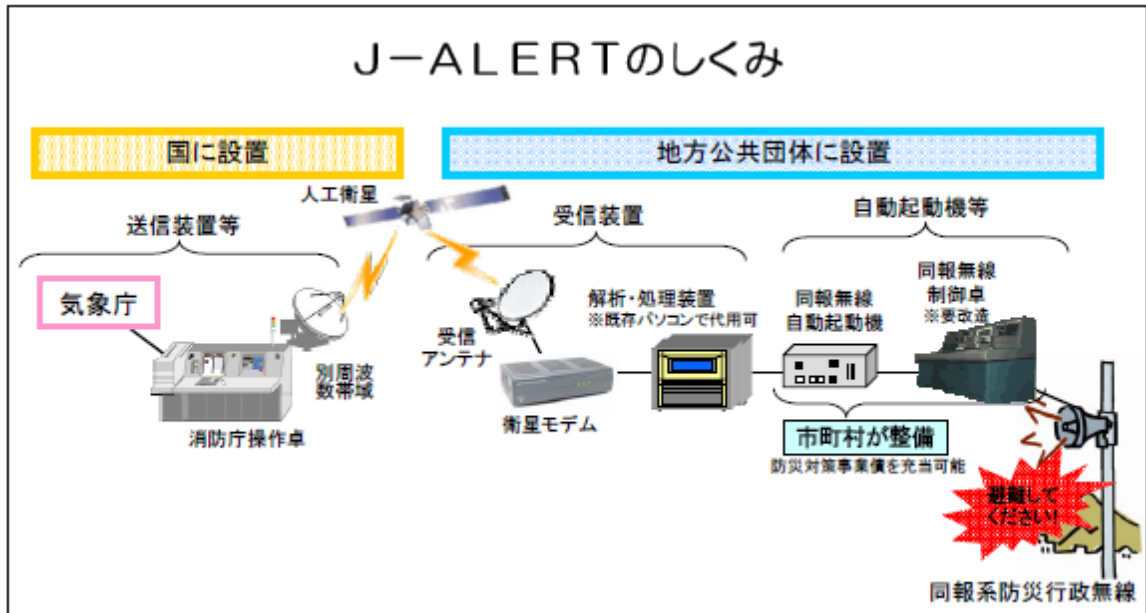


図 - 1 - 5 J-ALERT のしくみ

第4節 その他

これらの緊急地震速報に関する資料は気象庁ホームページに掲載しています。必要に応じて、資料や情報をダウンロードしてご使用下さい。

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/>

〔資料の一例〕

ビデオ

- ・ そのとき、あなたはどうする！緊急地震速報のしくみと心得

リーフレット

- ・ 緊急地震速報～10月スタート～
- ・ 緊急地震速報をご存じですか？

第2章 準備事項 ～緊急地震速報を利活用するために～

「緊急地震速報を受信したときに、どのように行動したらよいか？」

緊急地震速報は、まだ一般向けに提供が開始されていません。そのため、実際の行動がイメージし難く、いざ緊急地震速報を受信したときに、とっさに適切な行動を取れないこともあり得ます。

本章では、主に防災担当者や施設管理者を対象に緊急地震速報受信時の対応行動をイメージして頂くことを目的として、事前に準備しなければならないことを説明します。

緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話などを通して広く伝えられるため、施設内における緊急地震速報の放送等の実施の有無に関わらず、本章における検討について、実施していただきたいと考えています。

なお、本章の内容は、地震時に迅速かつ安全に避難するための有用な手段・設備について、改めて検討するものであり、地震対策の更なる充実にもつながるものとなっています。

第1節 マニュアル作成

緊急地震速報の導入にあたっては、検討内容について関係者間の意識の共有を図り、緊急地震速報の利活用の方法等を明確にするため、緊急地震速報を利活用するためのマニュアルを作成することが推奨されます。

具体的なマニュアルの作成においては、それぞれの事業者等により、固有の検討が必要となりますが、基本的な項目として、一般的なオフィス等で伝達システムを導入している場合、導入していない場合及び集客施設について、以下に例示します。

特に集客施設については、それぞれの施設の特性を考慮し、施設利用者の安全確保のもっとも適切な方法を検討し、マニュアルの作成や周知を図る等の手段をとることが望まれます。

なお、ここでは新たにマニュアルを作成することについて記述していますが、既に震災対策等のマニュアルがある場合においては、ここでの検討内容を既存のマニュアルの一部として、追加することで対応可能です。

緊急地震速報利用マニュアル項目例
(システム等導入している場合)

目的

緊急地震速報を導入する目的等を記述

対象施設

対象施設を記述

システム概要

緊急地震速報の受信等を行うシステムについて記述

速報基準及び速報内容

発報基準、速報内容等を記述

対応

職員等の対応について、自らとるべき行動と来客者等に対してとる行動について記述

訓練

訓練方法等について記述

周知

周知の方法等について記述

その他

留意事項等を記述

注：一般的な例としては、上記のような項目が考えられるが、実際の緊急地震速報の利活用にあたっては、それぞれの利用者の業務によって固有の検討が必要となります。

緊急地震速報利用マニュアル項目例
(システム等を導入していない場合)

目的

マニュアルの目的等を記述

対象施設

マニュアルが対象となる施設を記述

受信媒体

テレビ、ラジオ、携帯電話など、受信する可能性のある媒体を記述

対応

職員等の対応について、自らとるべき行動と来客者等に対してとる行動について記述

訓練

訓練方法等について記述

周知

周知の方法等について記述

その他

留意事項等を記述

注：一般的な例としては、上記のような項目が考えられるが、実際の緊急地震速報の利活用に当たっては、それぞれの利用者の業務によって固有の検討が必要となります。

緊急地震速報利用マニュアル項目例
(集客施設の例)

目的

緊急地震速報を導入する目的等を記述

対象

対象範囲、対象者を記述

システム概要(専用のシステムを導入した場合)

緊急地震速報の受信等を行うシステムについて記述

受信媒体(専用のシステム等を導入していない場合)

速報基準及び速報内容(館内放送、職員向け等の伝達を行う場合)

発報基準、速報内容等を記述

対応

職員等のとるべき行動について記述

訓練

職員等の訓練方法等について記述

周知

特に施設利用者向けの周知の方法等について記述

その他

留意事項等を記述

注：一般的な例としては、上記のような項目が考えられるが、実際の緊急地震速報の利活用にあたっては、それぞれの利用者の業務によって固有の検討が必要となります。

特に集客施設の場合には、施設における混乱の発生を防止するために職員等のとるべき対応及び来客者等に事前に周知しておく内容について、十分な検討が望まれます。

以下でマニュアルの中で特に大切な、職員等の対応等に関して、気象庁での検討をもとにオフィス等、食堂・喫茶室等及び集客施設についてのポイントを参考として記載します。また、参考にマニュアル(例) (参考資料編(資料-1))を添付します。

〔官庁、企業、事業所等〕

身の安全確保のための行動(あらかじめ想定したもの)をとる。

(ポイント)

【執務室内】

- ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる
- ・ 近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。

【エレベータ内】

- ・ エレベータを利用中の場合は、最寄りの階に停止させ、エレベータの停止後、速やかに機外に出て、揺れに備える姿勢をとる。

近くに外来者がいる場合は、声を掛けるなどして適切な行動がとれるよう誘導する。

(ポイント)

- ・ 事前に誘導を補助する案内(安全箇所及びその場でとる姿勢等を分かりやすく示したもの)等を整備する。

〔食堂、喫茶室等〕

身の安全確保のための行動(あらかじめ想定したもの)をとる。

(ポイント)

【厨房内】

- ・ その場で火を消せる場合は消火する。
- ・ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯からは離れる。

【フロア内】

- ・ 配膳は中断し、トレイ等を安全な場所(例えば床)に置く。
- ・ 落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。

利用者がいる場合は、声を掛けるなどして適切な行動がとれるよう誘導する。

(ポイント)

- ・ 着席中はその場でじっとして揺れに備えるよう誘導(熱湯に注意)。
- ・ 移動中は落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備えるよう誘導。

〔集客施設〕

施設利用者等がパニックを起こさないように落ち着いた行動を呼びかける。

（ポイント）

【事前準備】

- ・ 職員等があわてないように事前にマニュアル等を整備し、十分周知する。
- ・ 来客者への放送内容、呼びかけ内容などは、事前に準備する。
- ・ 職員等の対応の習熟のため、定期的に訓練を実施する。
- ・ 事前に放送等の有無を十分周知しておく。
- ・ 地震発生時に注意を要する必要性が高い場所については、事前に注意喚起及び明示する。

【地震時の行動】

- ・ 地震発生時の対応に準拠し、職員があわてず、来客者へ落ち着いた行動を呼びかける。

第2節 対応行動指針作成

前節で説明したマニュアルを実効性があるものとするための具体的な検討として、対応行動指針を作成します。対応行動指針とは、実際に緊急地震速報を受信したときに、対応行動実施者がとる適切な対応行動について示したものです。

緊急地震速報受信時の適切な対応行動を図るためには、『**周囲の状況に応じた、あわてずに、まず身の安全を確保する**』ことが大切です。また、緊急時には適切な判断を下すことが困難になることも想定されることから、対応行動指針は、起こり得るあらゆる状況について具体的な対応行動を示すことが大切です。これらに注意し対応行動指針を作成し整理して下さい。

参考に、「緊急地震速報受信時の対応行動メモ」(参考資料編(資料-2))を用いた対応行動指針の作成手順を示します。《図-2-1》及び《図-2-2》に資料室及び執務室での職員の行動について例を示します。

(1) 施設内調査 (記入欄: ,)

実際に施設内を歩き、以下の着目点から、各箇所での安全度を総合的に判断して下さい。また、外来者等の可能性がある場合には、その旨も記録して下さい。

【調査時の着目点】	
<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に照明や掲示物などが落下する恐れがあるか？ 窓ガラス等、破片が飛び散る恐れがあるか？ 本棚など大きな物品が倒れる恐れがあるか？ 机の下など、安全を確保できるスペースがあるか？ 	など

緊急地震速報受信時の対応行動メモ (記載例: 資料室勤務職員の場合)

受信場所	資料室 (図書室)		概略図
周囲状況	施設	安全・やや危険・ 危険	
	人	一人・部内者あり・ 外来者あり	
受信後、地震による揺れ発生までの猶予時間			5秒
対応行動	【受信者自身のとる避難行動】 本棚のない、安全な場所 (机の下または広いスペース) に移動し、頭を守る姿勢をとり、その場にしゃがむ。		
	【外来者に対してとる行動】 安全な場所 (机の下) に移動し、頭を守る姿勢をとり、その場にしゃがむよう呼びかける。		

図 - 2 - 1 緊急地震速報受信時の対応行動メモ (資料室)

緊急地震速報受信時の対応行動メモ (記載例: 執務室の場合)

受信場所	執務室		概略図
周囲状況	施設	安全・やや危険・ 危険	
	人	一人・ 部内者あり ・外来者あり	
受信後、地震による揺れ発生までの猶予時間			5秒
対応行動	【受信者自身のとる避難行動】 最寄りの机の下に潜り、身構える。周囲に机がない場合は、安全な場所 (柱の近くなど) に移動し、その場でひざまずき、揺れに備える。		
	【外来者に対してとる行動】 -		

図 - 2 - 2 緊急地震速報受信時の対応行動メモ (執務室)

(2) 猶予時間の設定 (記入欄 :)

緊急地震速報を受信してから、地震による揺れが到達するまでの猶予時間の設定を行って下さい。

猶予時間は地震により異なりますが、身を守るための行動をとることが可能かつ短めの時間的目安として最初は5秒程度で設定することを薦めます。なお、緊急地震速報の伝達が地震による揺れの発生に間に合わないことも起こり得ます。

(3) 対応行動指針の考察 (記入欄 :)

これまで整理した から までの状況における対応行動を検討して記入して下さい。

ここで、記入欄 において「安全」と判断された場所においては、「その場に座るなどして揺れに備える姿勢をとる」や外来者に対して「揺れに備える姿勢をとるよう促す」といった行動が考えられます。

しかし、記入欄 で「やや危険」または「危険」と判断された場合は、設定した猶予時間内(記入欄)に、これらの危険を回避する行動をとる必要があります。周囲に安全な場所があるならば、そこまで移動して身の安全を確保し、それが不可能であれば、ひざまずき揺れに備える姿勢をとるなどの対応行動をとることとなります。

(4) イメージ図の作成 (記入欄 :)

以上の整理事項を、簡単な概略図にまとめて下さい。概略図を見ただけですぐに対応行動を開始できるよう分かりやすくすることが望まれます。

「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告より、さまざまな場面における情報受信時の具体的な対応行動の指針を《図 - 2 - 3》に示します。

なお、この対応行動の指針は、あくまで一つの例であることから、環境や状況にあった対応行動の指針を訓練実施主体ごとに考える必要があります。

【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】

(「緊急地震速報の本格運用開始に係る検討会」最終報告より抜粋)

1 家庭

家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本であり、家庭以外の学校や職場等で緊急地震速報を受信したときの行動についても、家庭での指針を基に自ら考えておくことが重要である。

- ・ 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・ あわてて外へ飛び出さない。
- ・ その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。
- ・ 扉を開けて避難路を確保する。

2 不特定多数の者が出入りする施設

施設の従業員等の指示に従うことを基本とする。なお、施設従業員等から明確な指示がない場合は、以下の対応行動を基本とする。

- ・ その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。
- ・ あわてて出口、階段などに殺到しない。
- ・ 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

3 屋外

【街にいるとき】

- ・ ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- ・ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- ・ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

【山やがけ付近にいるとき】

- ・ 落石や崖崩れに注意する。

4 乗り物で移動中

【自動車運転中】

- ・ 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- ・ ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して、左側に停止させる。

【鉄道・バスに乗車中】

- ・ つり革、手すりなどにしっかりつかまる。

【エレベータ利用中】

- ・ 最寄りの階で停止させ、速やかにエレベータから降りる。

図 - 2 - 3 さまざまな場面における具体的な対応行動の指針

余震について

今回、作成して頂いた対応行動メモは、主に本震による揺れを知らせる緊急地震速報受信時の対応行動指針となりますが、救助活動中等に起こり得る大きな余震による揺れに対しても、適切に活用することで被害を軽減することができるかと期待されています。

防災担当者や施設管理者におかれましては、以下の状況での対応行動指針も参考にして頂き、余震に対しても適切な対応行動が取れるよう、準備をお願いします。

余震発生時に新たに追加される対応行動指針案

〔救助活動現場〕

- ・ 可能な限り、被災者の安全を応急処置等で確保しつつ、救助隊員自身も安全な場所へ退避または防御姿勢をとる。
- ・ 周辺の状況を把握し、救出した被災者を安全な場所へ誘導し、身を守る姿勢を指示する。

〔復旧活動現場〕

- ・ 復旧活動を止め、安全な場所へ退避または防御姿勢をとる。

第3節 対応行動シミュレーション

前節で作成した対応行動指針に基づき、「緊急地震速報」受信から「対応行動」完了まで実際に行動し、対応行動指針の妥当性を試してみるものです。

(1) 準備するもの

模擬訓練を実施するまでに以下の訓練キットを準備して下さい。

- ・ 箇所ごとの「緊急地震速報受信時の対応行動メモ」(P.17～P.19 参照)
- ・ 緊急地震速報デモテープ(音声・映像)
- ・ ストップウォッチ
- ・ 笛 など

(2) シミュレーションの方法

実際に対応行動を行ってみます。ここで猶予時間は、緊急地震速報デモテープの再生直後から計測することとし、対応行動はデモテープの「緊急地震速報・・・」というメッセージを聞いてから開始するものとします。

対応行動メモに従い、人員を配置する。

緊急地震速報デモテープを再生すると同時にストップウォッチを押す。

対応行動実施者は、デモテープの「緊急地震速報・・・」というメッセージを聞いてから、対応行動指針に従った対応行動をとる。

猶予時間経過後、笛等を用いて終了の合図を出す。

対応行動メモに、終了合図時の対応行動実施者の居場所を記入する。

第4節 対応行動の確認

前節で実施したシミュレーションで、当初作成した対応行動メモどおりの行動が完了した場合、ほかに問題等が無ければメモは完成とし、各職場のメモを集めたものが対応行動指針となります。もしも、対応行動メモどおりの行動ができなかった場合は、本章第2節に戻り、再度、具体的な行動について検討して下さい。

第5節 対応行動補助設備

前節では、事前に対応行動メモを確認した上で対応行動を開始しましたが、実際の地震発生時は、所属する執務室内ではメモにあった行動をとることは可能ですが、ほかの場所では、その状況での安全性や適切な対応行動が分からず、考えるだけで時間を費やしかねません。

このため、避難が円滑に行われるよう、場所ごとの適切な対応行動を案内する掲示物や床などのマーキングを整備することが効果的と考えられます。

参考事例を《図 - 2 - 4》に示します



図 - 2 - 4 対応行動誘導掲示物の例

第3章 防災訓練 ～緊急地震速報を防災訓練に取り込もう～

前章では、緊急地震速報の利活用方法について説明しましたが、緊急地震速報は、頻繁に発表される情報ではありません。そのため、いざというときに役立たせるためには、前章での検討に加えて防災訓練などに取り入れるなどにより、普段から情報に接しておくことが有効となります。

そこで、本章では、緊急地震速報を用いた訓練方法について説明します。

なお、以下の説明では、緊急地震速報のための新たな訓練方法について記述していますが、それぞれのオフィス等で既存の訓練計画等がある場合は、そこに緊急地震速報に関して追加すること等で対応可能です。

第1節 シナリオ作成

緊急地震速報を使って実際に訓練を実施するためには、訓練の中で緊急地震速報を使う場合の訓練シナリオ（以下「シナリオ」という。）を用意する必要があります。そこで、最初に緊急地震速報を用いたシナリオの作成方法について説明します。

（1）対応行動訓練

緊急地震速報の合図により強い揺れがくることを知り、机の下に隠れるなど身の安全を確保する行動をとる訓練です。

シナリオのフローを《図 - 3 - 1》（実線部）に示し、このフローをシナリオAとします。

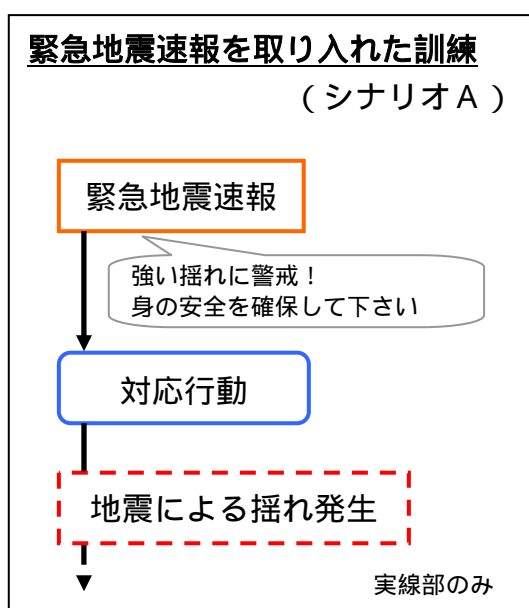


図 - 3 - 1 対応行動訓練フロー

この訓練は、実施準備のための労力や実施に伴う業務への影響が少ないため、緊急地震速報を良く理解していただくためにも、後述する防災訓練等の実施前や毎月等の定期的な実施が望まれます。また、この訓練は、大人数で一斉に行う訓練のほか、学校などの教室単位、地方自治体や企業の室・課単位、小規模な事業室単位等の単独訓練としても実施できます。

(2) 防災訓練への組み込み

従来から行われている防災訓練は、主に 学校等で行われる地震による揺れが発生してから避難場所までの避難行動を訓練する「地震防災避難訓練」と、 地方自治体や企業により行われる地震発生後の消火活動や救助活動などを行う「地震防災応急対策訓練等」の2種類があります。

この2種類の訓練にシナリオAを組み込み、緊急地震速報を取り入れたシナリオを作成します。

地震防災避難訓練

従来のシナリオとの対比フローを《図 - 3 2》に示します。

従来は「地震による揺れ発生」を知らせる放送が入り、机の下に身を隠すなどの対応行動を取り、揺れが収まり安全が確認された旨の放送で、グラウンド等の避難地に避難するものでした。

緊急地震速報を取り入れた訓練（シナリオB）では、訓練の最初（従来の訓練で言えばその開始 10 秒程度前）に緊急地震速報を知らせる放送が入り、地震による揺れが発生する前に対応行動を行います。地震による揺れが発生した時点では対応行動を取っている最中となります。揺れが収まった後の避難行動は従来の訓練と同様となります。

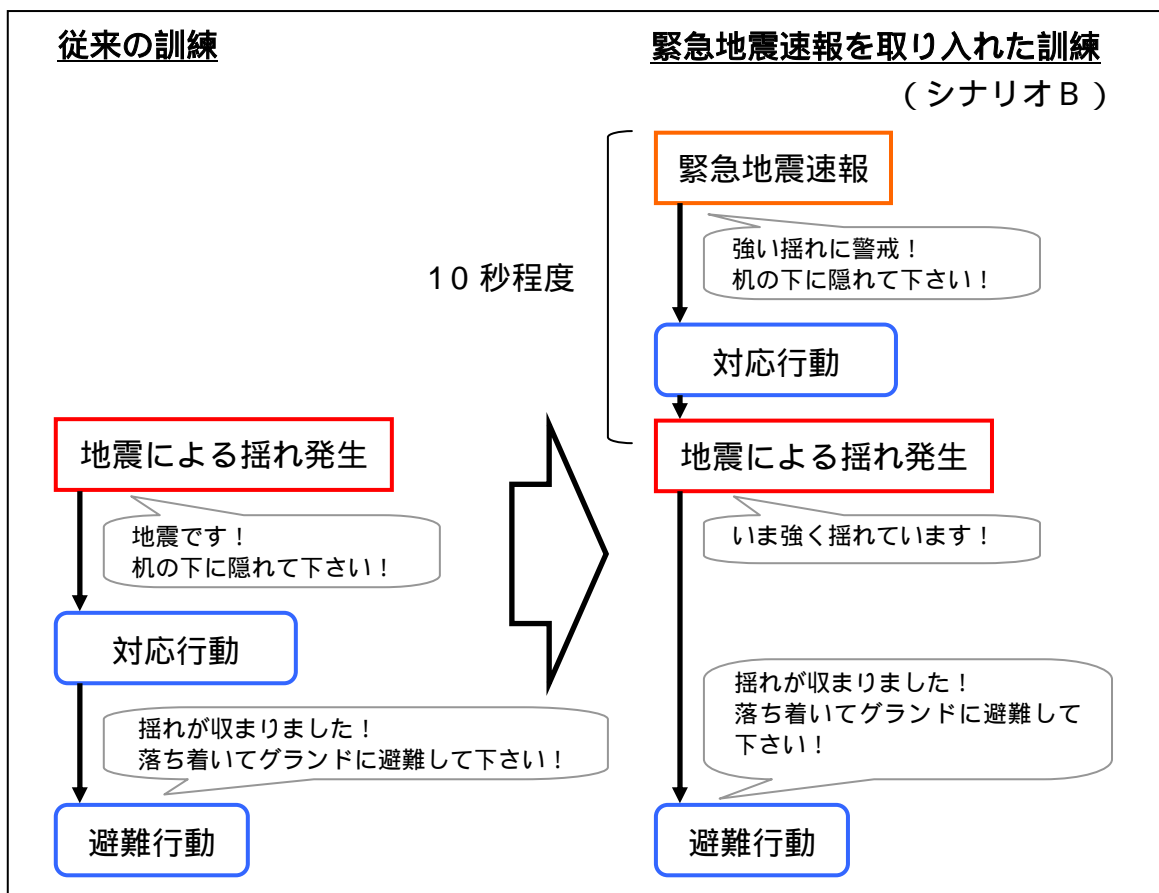


図 - 3 - 2 シナリオの対比（地震防災避難訓練）

地震防災応急対策訓練等

従来の訓練シナリオとの対比フローを《図 - 3 - 3》に示します。

地震防災応急対策訓練等では、既に地震が発生した後の救助活動等を対象に訓練を実施する機関が多いようです。このため、地震による揺れ発生後、消火活動・救助活動実施時に大きな余震が発生し、その旨を伝える緊急地震速報を受信した場合のシナリオを示します。

緊急地震速報を取り入れた訓練（シナリオC）では、訓練会場で消火活動や救助活動などを実施している最中に、大きな余震による揺れの発生を知らせる緊急地震速報が放送されることとなります。救助活動等に從事している訓練参加者は、放送を聞いた後、10 秒程度で対応行動をとることとなります。地震による揺れが収まった後は、消火活動や救助活動の訓練を再開することとなります。

なお、本訓練でも地震発生とともに対応行動をとる場合は、同様、最初に緊急地震速報を取り入れることが望まれます。

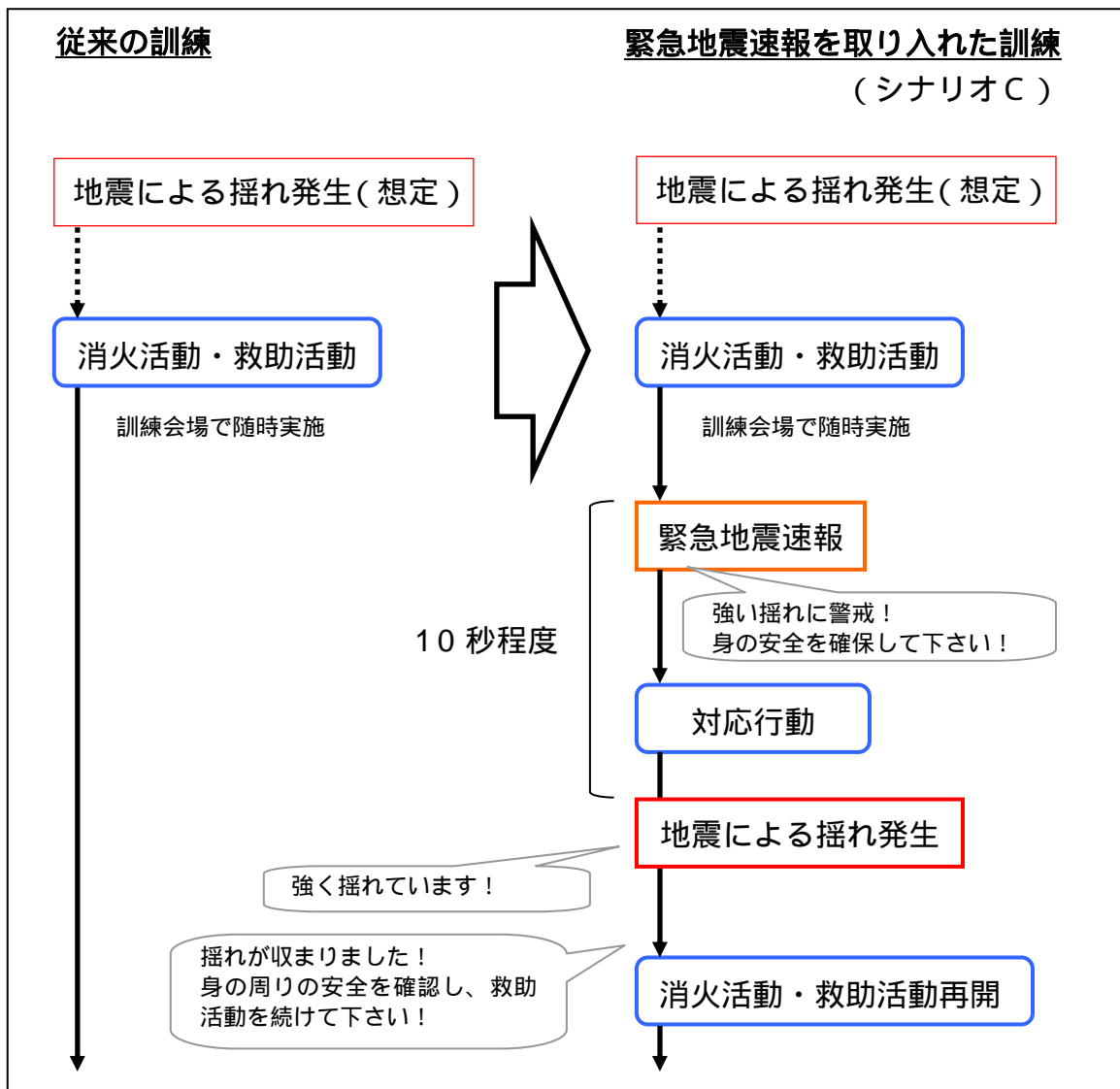


図 - 3 - 3 シナリオの対比（地震防災応急対策訓練等）

余震について（P 2 1 参照）

防災訓練などでは、避難行動後、避難地にて消火活動や救助活動といった訓練を実施する例があります。本訓練では本震による揺れ沈静後の避難行動・救助活動を行っている最中に大きな余震による揺れが発生したと想定し、その状況における対応行動訓練も取り入れることを提案します。

これは、平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震で、脱線した新幹線の復旧活動中に大きな余震が発生し、作業員等が非常に危険な状況となったことが報道されたのは記憶に新しいことですが、そのような状況下での被害を可能な限り小さくするよう、緊急地震速報を用いた訓練を実施するものです。シナリオは本震時と変わりませんが、想定する状況が異なるため、その場の対応行動も本震時とは異なるものとなります。

（3）避難行動開始までの流れ

以下に避難行動開始までの簡単なスケジュール例を示します。

地震発生（訓練会場では通知されない情報）の 5 秒後に緊急地震速報が会場に通知され、対応行動を開始。その 10 秒後に地震による揺れが発生し、対応行動を維持した後、地震による揺れが収まり避難行動を開始した場合のスケジュール例です。

【避難行動開始までの流れ（例）】

	地震発生	（訓練会場では通知されない情報）
（5 秒後）	緊急地震速報受信 〔対応行動〕開始	（訓練会場に放送等で通知）
（15 秒後）	地震による揺れが発生	（訓練会場に放送等で通知）
（50 秒後）	地震による揺れが収まる 〔避難行動〕開始	（訓練会場に放送等で通知） 〔消火活動・救助活動〕再開

注：カッコ内の時間は地震発生からの通算した秒数を表す。

（4）猶予時間の設定

緊急地震速報を受信してから、地震が発生するまでの猶予時間の設定について、前章で 5 秒と設定していますが、訓練の中では、10 秒と設定しています。これは、本訓練が今までにない訓練となるため、とりあえず混乱無く動いていただくためです。

訓練実施において具体的な地震を想定している場合は、その想定地震に合わせた猶予時間を設定することも可能です。その場合は、参考資料編（資料 - 3）を参照して下さい。

第2節 説明会

緊急地震速報は、まったく新しい情報であるため、訓練実施に当たっては、前章で検討した対応行動指針や本章前節での訓練シナリオを訓練参加者に事前に示すとともに、できれば説明会等を開催し、これまでの訓練と何が異なるのか、訓練参加者に十分に伝えることが大切となります。

緊急地震速報受信から実際に揺れが発生するまでの猶予時間内に何ができるかを、対応行動指針をもとに各自が事前にイメージトレーニングを行うことで、訓練実施時に迅速に適切な対応行動をとることが期待できます。

訓練を説明する資料の参考に、気象庁本庁庁舎における「緊急地震速報モデル実験」実施マニュアルを参考資料編に添付します。(資料 - 4)

防災訓練に参加する対象に、集客施設の客や公共施設・公共機関の利用者、その他防災行政無線等で情報を受信する一般住民といった不特定多数が含まれる場合には、以下の点について注意して準備して下さい。

集客施設の客や公共施設・公共機関の利用者に対して

- ・ 訓練実施とその概要（避難行動の方法等）について、事前に掲示物や配布物等で客や利用者に案内する。
- ・ 緊急地震速報受信時の避難行動の案内を目立つ場所に掲示する

その他防災行政無線等で情報を受信する一般住民に対して

- ・ 訓練実施とその概要（避難行動の方法等）について、事前に回覧板等で住民に案内する。
- ・ 地域の自主防災組織ごとに事前連絡を徹底する。 など

また、実際に訓練を行う際の対応も必要となると考えられますので、避難誘導等を行う職員には、その対応方法等について徹底する必要があります。

第3節 訓練実施

事前に作成したシナリオ及び対応行動指針に従い、訓練（対応行動等）を実施して下さい（《表 - 3 - 1》参照）。なお、緊急地震速報を伝える通知報は、第2章第3節で準備したデモテープ等を用いて、可能な限り実際に近い形で実施しましょう。

表 - 3 - 1 緊急地震速報訓練一覧

訓練分類	対 象	訓練シナリオ
基本訓練	学校、地方公共団体、企業など	シナリオA
避難訓練	学校など	シナリオB
防災訓練	地方公共団体、企業など	シナリオC

第4節 アンケート

訓練のなかで明らかになった課題等についてアンケート等を用いて訓練参加者から集めます。緊急地震速報を取り入れた訓練は過去にないことから、広く意見を集め、今後の対応を検討する材料として下さい。

特に、緊急地震速報の対応行動指針については、情報を受信し避難する利用者の安全を確保する上で非常に重要となるもののため、積極的に意見を集めることが重要です。

アンケート結果を用いて、緊急地震速報受信時の対応行動指針の見直しと関連するその他の事項（案内表示、掲示板等）について検討し、必要に応じて改善を図ります。

アンケートの事例を参考資料編に掲載します（資料 - 5）

当手引きに関する問い合わせ先

気象庁総務部企画課または地震火山部管理課

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

TEL 03-3212-8341(気象庁代表)

FAX 03-3211-2032 (企画課内)

参考資料

- (資料 - 1) 緊急地震速報利活用マニュアル(例)
- (資料 - 2) 様式「訓練用緊急地震速報受信時の対応行動メモ」
- (資料 - 3) 想定地震における猶予時間について
- (資料 - 4) 気象庁本庁庁舎における
「緊急地震速報モデル実験」実施マニュアル
- (資料 - 5) 緊急地震速報モデル実験 気象庁職員用アンケート

緊急地震速報利活用マニュアル(例) (システム等導入している場合)

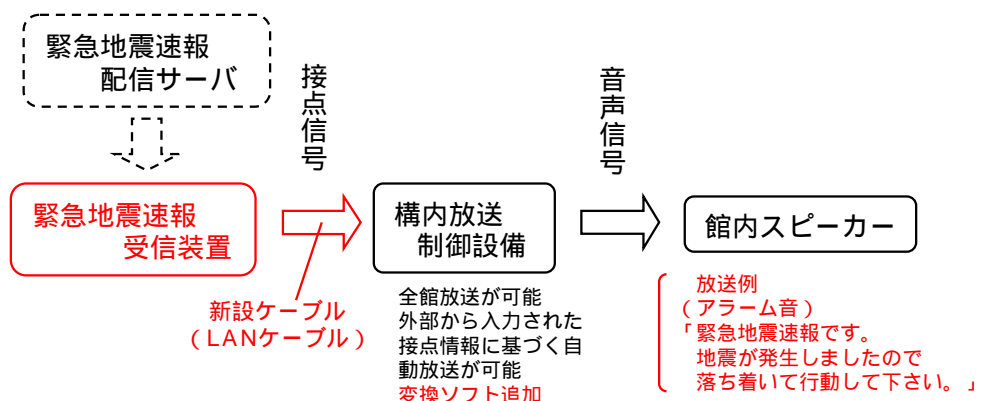
目的

このマニュアルは、緊急地震速報を利活用することにより、地震災害への迅速な初動対応を行い、施設の保安並びに職員及び来客者の安全確保を図ることを目的とする。

対象施設

本庁舎、及び 事務所

システム概要図



速報基準及び速報内容

気象庁から緊急地震速報が発表された場合にその内容を迅速に伝える。

職員等の対応

1) 事務室における職員の対応

周りに来客者が無く、自らの安全を確保する場合

- ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる
- ・ 近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。

来客者がある場合

- ・ あわてて行動し、出口や階段などに殺到することがないように呼びかける。

- ・ 事前に設定してある安全な場所に誘導し、頭を守り、安全な姿勢をとるよう呼びかける。

2) 食堂、喫茶室等での対応

【厨房内】

- ・ その場で火を消せる場合は消火する。
- ・ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯からは離れる。

【フロア内】

- ・ 配膳は中断し、トレイ等を安全な場所(例えば床)に置く。
- ・ 落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。

【利用者への誘導】

- ・ 着席中はその場でじっとして揺れに備えるよう誘導(熱湯に注意)。
- ・ 移動中は落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備えるよう誘導。

訓練

庁内放送システムの確認及び緊急地震速報への慣熟のため、対処訓練(放送を行い一時的に対処行動をとる)については、定期的を実施する。

毎年定期的を実施する防災訓練等において、緊急地震速報を利活用する。

その他、訓練の詳細については、訓練実施要領に定める。

周知・広報

1) 広報誌、HPにより、緊急地震速報についての周知を行う。

2) 職員その他の庁舎常勤者(福利厚生施設、記者クラブを含む)

このマニュアルを全員に配布

緊急地震速報の技術的限界、受信した際の行動等について講習会を実施

3) 外来者

庁舎出入り口(正面及び南口。以下同じ。)に、緊急地震速報発表時の対応について示す看板を設置するとともに、庁舎内の各階掲示板(喫茶、食堂等を含む)等を利用してポスターの掲示を行う。

外来者に対し、入庁時に緊急地震速報発表時の対応について記載したビラを配布する。

注: 上記の例は一般的な検討項目について、簡易にまとめてあるものです。そのため、実際のマニュアルの作成に当たっては、それぞれの利用者の業務内容等により、具体的な検討が必要となります。

緊急地震速報利活用マニュアル(例) (システム等を導入していない場合)

目的

このマニュアルは、庁舎内等での地震災害への初動対応における混乱を防止し、職員及び来客者の安全確保を図ることを目的とする。

対象施設

本庁舎、及び 事務所

受信媒体

緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話などにより、一般向けに提供されるため、それぞれのオフィス等において利用可能な媒体について把握し、業務に支障をきたさない範囲で受信し、活用を図る。

職員等の対応

1) 事務室における職員の対応

周りに来客者が無く、自らの安全を確保する場合

- ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる
- ・ 近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。

来客者がある場合

- ・ あわてて行動し、出口や階段などに殺到することがないように呼びかける。
- ・ 事前に設定してある安全な場所に誘導し、頭を守り、安全な姿勢をとるよう呼びかける。

2) 食堂、喫茶室等での対応

【厨房内】

- ・ その場で火を消せる場合は消火する。
- ・ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯からは離れる。

【フロア内】

- ・ 配膳は中断し、トレイ等を安全な場所(例えば床)に置く。
- ・ 落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。

【利用者への誘導】

- ・ 着席中はその場でじっとして揺れに備えるよう誘導(熱湯に注意)。

- ・ 移動中は落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備えるよう誘導。

訓練

庁内放送システムの確認及び緊急地震速報への慣熟のため、対処訓練(放送を行い一時的に対処行動をとる)については、定期的を実施する。

毎年定期的を実施する防災訓練等において、緊急地震速報を利活用する。

その他、訓練の詳細については、訓練実施要領に定める。

周知・広報

1) 広報誌、HPにより、緊急地震速報についての周知を行う。

2) 職員その他の庁舎常勤者(福利厚生施設、記者クラブを含む)

このマニュアルを全員に配布

緊急地震速報の技術的限界、受信した際の行動等について講習会を実施

3) 外来者

庁舎出入り口(正面及び南口。以下同じ。)に、緊急地震速報発表時の対応について示す看板を設置するとともに、庁舎内の各階掲示板(喫茶、食堂等を含む)等を利用してポスターの掲示を行う。

外来者に対し、入庁時に緊急地震速報発表時の対応について記載したピラを配布する。

注: 上記の例は一般的な検討項目について、簡易にまとめてあるものです。そのため、実際のマニュアルの作成に当たっては、それぞれの利用者の業務内容等により、具体的な検討が必要となります。

緊急地震速報利活用マニュアル(例) (システム等を導入した集客施設の場合)

目的

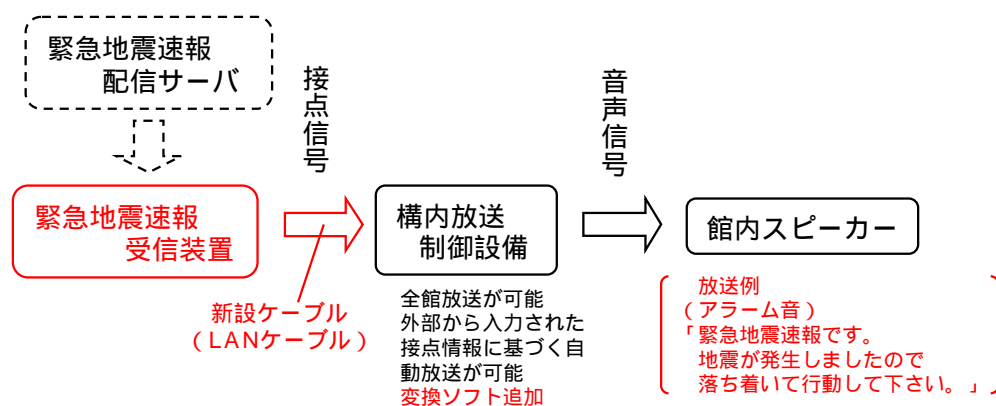
このマニュアルは、緊急地震速報を利活用することにより、地震災害への迅速な初動対応を行い、施設の保安並びに職員及び来客者の安全確保を図ることを目的とする。

対象施設

対象範囲は本施設の利用者。

対象者はすべての職員等

システム概要図



速報基準及び伝達内容

気象庁から緊急地震速報が発表された場合に次のとおり放送する。

「(報知音)ただいま地震が発生しました(緊急地震速報が発表されました)。当館は耐震化されていますので安全ですが、念のため頭を保護し、落ち着いて係員の指示に従ってください。」

職員等の対応

1) 事務室における職員の対応

周りに来客者が無く、自らの安全を確保する場合

- ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる
- ・ 近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。

- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。

来客者がある場合

- ・ あわてて行動し、出口や階段などに殺到することがないように呼びかける。呼びかける内容は次のとおり。「ただいま地震が発生しました(緊急地震速報が発表されました)。当館は耐震化されていますので安全です。その場で姿勢を低くし、頭を保護してください。」
- ・ 事前に設定してある安全な場所に誘導し、頭を守り、安全な姿勢をとるよう呼びかける。

2) 食堂、喫茶室等での対応

【厨房内】

- ・ その場で火を消せる場合は消火する。
- ・ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯からは離れる。

【フロア内】

- ・ 配膳は中断し、トレイ等を安全な場所(例えば床)に置く。
- ・ 落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。

【利用者への誘導】

- ・ 着席中はその場でじっとして揺れに備えるよう誘導(熱湯に注意)。
- ・ 移動中は落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備えるよう誘導。

訓練

庁内放送システムの確認及び緊急地震速報への慣熟のため、対処訓練(放送を行い一時的に対処行動をとる)については、定期的を実施する。

毎年定期的を実施する防災訓練等において、緊急地震速報を利活用する。

その他、訓練の詳細については、訓練実施要領に定める。

周知・広報

1) 広報誌、HPにより、緊急地震速報についての周知を行う。

2) 職員等

このマニュアルを全員に配布

緊急地震速報の技術的限界、受信した際の行動等について講習会を実施

3) 外来者

施設出入り口(正面及び南口。以下同じ。)に、緊急地震速報発表時の対応について示す看板を設置するとともに、施設内の各掲示板(喫茶、食堂等を含む)等を利用してポスターの掲示を行う。

外来者に対し、施設利用時に緊急地震速報発表時の対応について記載したビ

ラを配布する。

地震発生時に注意を要する必要性が高い場所については、具体的に場所を明示する。

注：上記の例は一般的な検討項目について、簡易にまとめたものです。そのため、実際のマニュアルの作成に当たっては、それぞれの利用者の業務内容等により、具体的な検討が必要となります。

緊急地震速報受信時の対応行動メモ

受信場所			概略図
周囲状況	施設	安全・やや危険・危険	
	人	一人・部内者あり・外来者あり	
受信後、地震による揺れ発生までの猶予時間		秒	
対応行動	【受信者自身のとる避難行動】		
	【外来者に対してとる行動】		

想定地震発生時の緊急地震速報の猶予時間を調べる

地震の規模や位置などの条件により差はありますが、緊急地震速報を受け取ってから実際に大きな揺れが起こるまで、数秒から数十秒程度猶予時間がありますが、訓練で想定される地震発生時の猶予時間に関する資料(図)は各地方気象台に問い合わせ下さい(連絡先は次頁参照)。

なお、この猶予時間はあくまで推定値であり、同じ条件で地震が発生したとしても、必ずしも同程度の猶予時間があるわけではないことに注意して下さい。

(図の見方)

印が震源です。

の地点では、気象庁が緊急地震速報を発表した後、揺れが起こるまで15秒程度の猶予があります。

の地点では、気象庁が緊急地震速報を発表した後、揺れが起こるまで5秒程度の猶予があります。

の地点では、気象庁が緊急地震速報を発表した後、2秒程度で揺れが起きてしまうため、猶予時間はほとんどないこととなります。

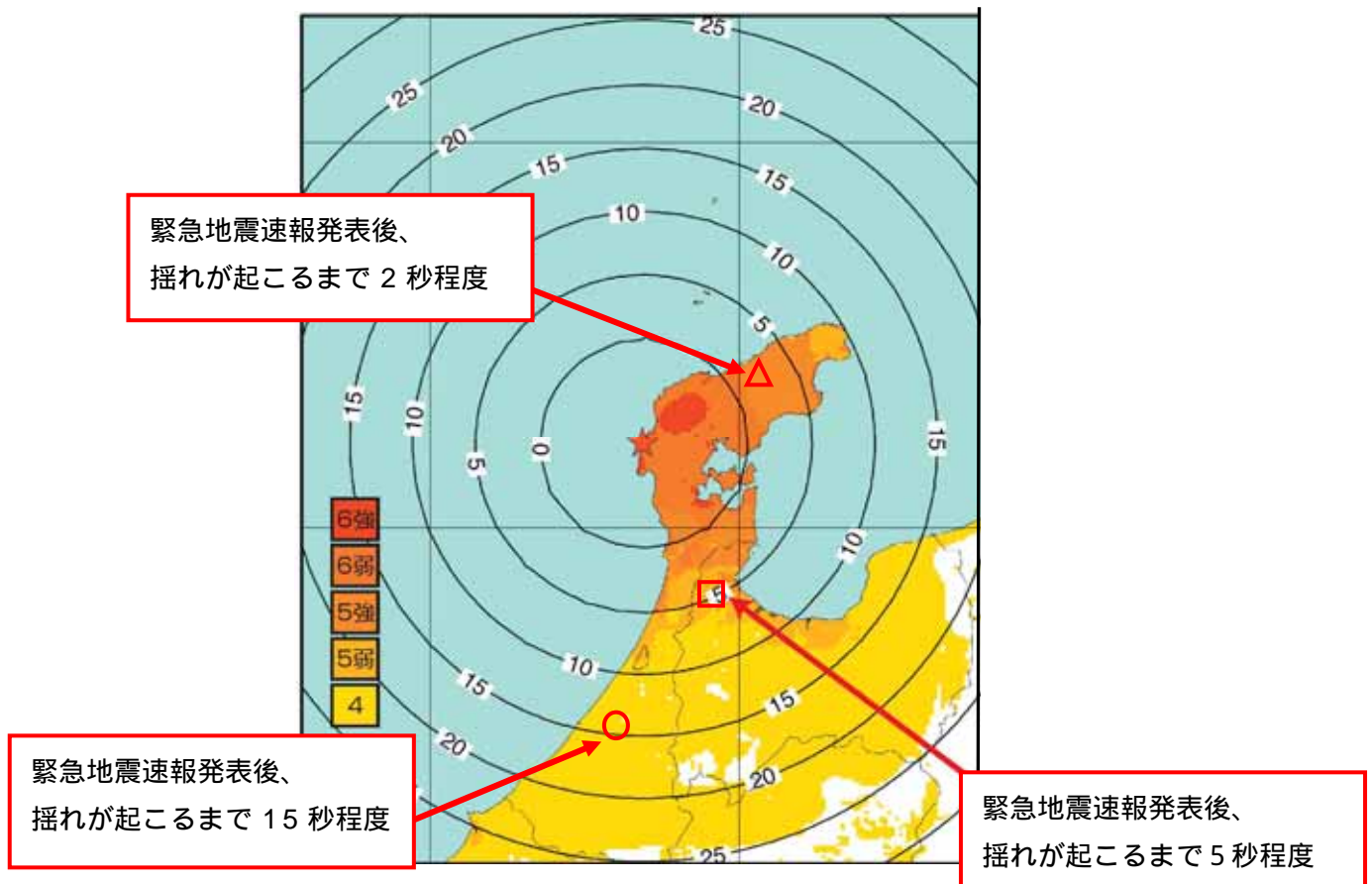


図 緊急地震速報猶予時間のイメージ

気象官署の所在地及び電話番号一覧 (平成19年4月1日現在)

官 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
札幌管区気象台 業務課	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西18丁目2番地	011-611-6158
旭川地方気象台 防災業務課	078-8329	北海道旭川市宮前通東4155番地31(旭川合同庁舎)	0166-32-7102
室蘭地方気象台 防災業務課	051-0012	北海道室蘭市山手町2丁目6番8号	0143-22-4249
釧路地方気象台 防災業務課	085-8586	北海道釧路市幸町10丁目3番地(釧路地方合同庁舎)	0154-31-5146
網走地方気象台 防災業務課	093-0031	北海道網走市台町2丁目1番6号	0152-43-4349
稚内地方気象台 防災業務課	097-0023	北海道稚内市開運2丁目2番1号(稚内港湾合同庁舎)	0162-23-2679
函館海洋気象台 業務課	041-0806	北海道函館市美原3丁目4番4号	0138-46-2211
仙台管区気象台 業務課	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号(仙台第3合同庁舎)	022-297-8143
青森地方気象台 防災業務課	030-0966	青森県青森市花園一丁目17番19号	017-741-7413
盛岡地方気象台 防災業務課	020-0821	岩手県盛岡市山王町7番60号	019-622-7870
秋田地方気象台 防災業務課	010-0951	秋田県秋田市山王七丁目1番4号(秋田第2合同庁舎)	018-864-3955
山形地方気象台 防災業務課	990-0041	山形県山形市緑町一丁目5番77号	023-622-0632
福島地方気象台 防災業務課	960-8018	福島県福島市松木町1番9号	024-534-0321
東京管区気象台 業務課	100-0004	東京都千代田区大手町1丁目3番4号	03-3212-8341
水戸地方気象台 防災業務課	310-0066	茨城県水戸市金町1丁目4番6号	029-224-1106
宇都宮地方気象台 防災業務課	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号(宇都宮第2地方合同庁舎)	028-635-7260
前橋地方気象台 防災業務課	371-0034	群馬県前橋市昭和町3丁目20番12号	027-231-1404
熊谷地方気象台 防災業務課	360-0814	埼玉県熊谷市桜町1丁目6番10号	048-521-5858
銚子地方気象台 防災業務課	288-0001	千葉県銚子市川口町2丁目6431番地(銚子港湾合同庁舎)	0479-23-7705
横浜地方気象台 防災業務課	231-0862	神奈川県横浜市中区山手町99番地	045-621-1999
新潟地方気象台 防災業務課	950-0908	新潟県新潟市中央区幸西4丁目4番1号	025-244-1703
富山地方気象台 防災業務課	930-0892	富山県富山市石坂2415	076-432-2331
金沢地方気象台 防災業務課	920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号(金沢駅西合同庁舎)	076-260-1462
福井地方気象台 防災業務課	910-0857	福井県福井市豊島2丁目5番2号	0776-24-0069
甲府地方気象台 防災業務課	400-0035	山梨県甲府市飯田4丁目7番29号	055-222-9101
長野地方気象台 防災業務課	380-0801	長野県長野市箱清水一丁目8番18号	026-232-3773
岐阜地方気象台 防災業務課	500-8484	岐阜県岐阜市加納二之丸6番地	058-271-4108
静岡地方気象台 防災業務課	422-8006	静岡県静岡市駿河区曲金2丁目1番5号	054-286-3521
名古屋地方気象台 防災業務課	464-0039	愛知県名古屋千種区日和町二丁目18番地	052-751-5124
津地方気象台 防災業務課	514-0002	三重県津市島崎町327番地2(津第2地方合同庁舎)	059-228-6818
大阪管区気象台 業務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号(大阪合同庁舎第4号館)	06-6949-6539
彦根地方気象台 防災業務課	522-0068	滋賀県彦根市城町2丁目5番25号	0749-23-6142
京都地方気象台 防災業務課	604-8482	京都府京都市中京区西ノ京笠殿町38番地	075-841-3006
舞鶴海洋気象台 業務課	624-0946	京都府舞鶴市宇下福井901番地(舞鶴港湾合同庁舎)	0773-76-4439
神戸海洋気象台 業務課	651-0073	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番3号(神戸防災合同庁舎)	078-222-8907
奈良地方気象台 防災業務課	630-8111	奈良県奈良市半田開町7番地	0742-22-2556
和歌山地方気象台 防災業務課	640-8230	和歌山県和歌山市男野芝4番地	073-422-5348
鳥取地方気象台 防災業務課	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109番地(鳥取第3地方合同庁舎)	0857-29-1313
松江地方気象台 防災業務課	690-0017	島根県松江市西津田7丁目1-11	0852-22-3784
岡山地方気象台 防災業務課	700-0984	岡山県岡山市桑田町1番36号(岡山地方合同庁舎)	086-223-1334
広島地方気象台 防災業務課	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6番30号(広島合同庁舎4号館)	082-223-3953
徳島地方気象台 防災業務課	770-0864	徳島県徳島市大和町2丁目3番の36	088-626-0676

気象官署の所在地及び電話番号一覧 (平成 19年 4月 1日現在)

官 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
高松地方気象台 防災業務課	761-8071	香川県高松市伏石町1277番地1	087-867-6114
松山地方気象台 防災業務課	790-0873	愛媛県松山市北持田町102番地	089-933-3610
高知地方気象台 防災業務課	780-0870	高知県高知市本町4丁目3番41号(高知地方合同庁舎)	088-822-8882
福岡管区気象台 業務課	810-0052	福岡県福岡市中央区大濠1丁目2番36号	092-725-3603
下関地方気象台 防災業務課	750-0025	山口県下関市竹崎町4丁目6番1号(下関地方合同庁舎)	0832-34-4007
佐賀地方気象台 防災業務課	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号(佐賀第2合同庁舎)	0952-32-7026
長崎海洋気象台 業務課	850-0931	長崎県長崎市南山手町11番51号	095-811-4862
熊本地方気象台 防災業務課	860-0078	熊本県熊本市京町2丁目12番20号	096-324-3283
大分地方気象台 防災業務課	870-0023	大分県大分市長浜町3丁目1番38号	097-532-0644
宮崎地方気象台 防災業務課	880-0032	宮崎県宮崎市霧島5丁目1 - 4	0985-25-4032
鹿児島地方気象台 防災業務課	890-0068	鹿児島県鹿児島市東郡元町4番1号(鹿児島第2地方合同庁舎)	099-250-9919
沖縄気象台 業務課	900-8517	沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号(那覇第一地方合同庁舎)	098-833-4038
宮古島地方気象台 技術課	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里1020番地7	0980-72-3054
石垣島地方気象台 技術課	907-0004	沖縄県石垣市字登野城428番地	0980-82-2157
南大東島地方気象台 技術課	901-3805	沖縄県島尻郡南大東村字在所306番地	09802-2-2006

気象庁本庁庁舎における「緊急地震速報モデル実験」実施マニュアル (Version.1)

平成 19 年 4 月
気 象 庁

本マニュアルは、気象庁本庁庁舎（東京都千代田区大手町）において「緊急地震速報モデル実験」を実施するにあたり、実験に伴う不測の混乱等を防止し、モデル実験が円滑に行われることを目的として、モデル実験の内容及び周知・訓練の方法、職員等の行動のあり方等を定めるものである。

1 モデル実験の意義

緊急地震速報のモデル実験は、対象地域を設定し、その地域内のモデル実験対象者に対して、実際に緊急地震速報を伝達するとともに、緊急地震速報の認知度、情報伝達方法、情報受信時の行動等についてアンケート調査を行うことにより、緊急地震速報の有効性を検証するとともに、緊急地震速報を広く国民に提供するにあたっての課題を洗い出しすることを目的に実施するものである。

気象庁本庁庁舎内でモデル実験を実施することにより、外来者に対する周知・広報・意見の収集が行えるとともに、報道等に取り上げられることにより広く国民への周知・広報の効果も期待される。さらに、気象庁職員による、自らの実体験に基づいたより説得力のある周知・広報活動が可能となると期待できることから、気象庁本庁庁舎内で実施することとしたものである。

2 モデル実験の実施内容

(1) 対象地域

気象庁本庁庁舎内のすべてのフロアー（講堂、屋上ペントハウス及び東京管区气象台を含む）

(2) 対象者

対象地域内にいる外来者を含むすべての者

(3) 緊急地震速報伝達する基準

気象庁本庁庁舎において震度3以上の揺れが想定される場合

(4) 伝達方法

館内放送により、以下の内容をアナウンスする。

「(チャイム音) + 緊急地震速報です。地震が発生しましたので落ち着いて行動して下さい。」

(5) 訓練

ア 定期訓練

毎月、第1火曜日を、「緊急地震速報定期訓練の日」として位置付け、模擬情報による放送し、庁舎内にいるもの全てが、本マニュアル“4項「緊急地震速報受信時の行動のあり方」”に従い、行動する定期訓練を実施する。実施時刻については、ポスター等で周知する。なお訓練の実施が業務上、困難であると判断された場合には、別の日に実施する。

イ 臨時訓練

上項“ア”の定期訓練以外に、必要に応じて臨時的な訓練を行うこととする。なお、その実施日については、関係者間で調整し決定する。

3 モデル実験の周知方法

(1) 気象庁職員その他の庁舎常勤者（福利厚生施設、記者クラブを含む）

ア このマニュアルを全員に配布

- ##### イ 緊急地震速報の技術的限界、受信した際の行動等について講習会を実施
- ・最初に各課室、施設等の代表者に対し、地震火山部が講習会を実施
 - ・次にその代表者が、各課室等において講習会を実施。実施後、実施日、参加者数等を報告

(2) 外来者

ア 庁舎出入り口（正面及び南口。以下同じ。）に、モデル実験実施中にあることを示す看板を設置するとともに、庁舎内の各階掲示板（喫茶、食堂等を含む）等を利用してポスターの掲示を行う。

イ 外来者に対し、入庁時に別紙1に示すビラ及び緊急地震速報の紹介用リーフレットを手にとりていただけるよう、庁舎出入り口付近にビラとリーフレットを常備（アンケート記入台を兼ねる）するとともに、呼びかけるための張り紙（緊急地震速報放送時のアンケートへの協力依頼を含む）などを掲示し、実験への協力を依頼

4 緊急地震速報受信時の行動のあり方

(1) 基本的な考え方

周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。また、近くに外来者がいる場合は、適切な行動をするよう誘導する。

(2) 事前準備

- ・執務室等において、地震時に転倒や破損（窓ガラス等）の可能性があるものをチェックするとともに、各職員は、「緊急地震速報利用の心得」を参考に、身の安全を確保するために緊急地震速報受信時にどのような行動を

とるべきかを想定しておく。(課室等の講習会の際に、課内で職員の行動のあり方について議論することも有効である。)

- ・1階ロビー、気象科学館等外来者が常時立ち入る場所については、地震時にそこから離れることが望ましい場所を、床に赤テープを貼るなどして、外来者にわかるように表示する。
- ・エレベーター各機内には、「緊急地震速報を聞いた場合には最寄階に停止させ速やかに機外に出ること。」を、各階のエレベーターホールには、「緊急地震速報の放送を聞いた場合には、当庁職員の指示があるまでエレベーターを利用しない。」ことを、ポスターを用いて掲示する。

(3) 具体的な行動

ア 執務室等

- ・身の安全確保のための行動(あらかじめ想定したもの)をとる。
- ・近くに外来者がいる場合は、声を掛けるなどして、適切な行動が取れるよう誘導する。

イ 食堂、喫茶店等

ア) 利用者

- ・着席中の場合は、その場でじっとして揺れに備える。なお、熱湯などが飛散する可能性があることに注意する。
- ・トレイを持って移動中の場合は、トレイを安全な場所(例えば床)に置く。

イ) 厨房内

- ・その場で火を消せる場合は消火する。
- ・やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯などからは離れる。
- ・配膳は中断する。

ウ エレベーター

- ・エレベーターを利用中の場合は、最寄りの階に停止させ、エレベーターの停止後、すみやかに機外へ出る。
- ・当庁職員の指示があるまで、エレベーターを利用しない。

5 緊急地震速報伝達後のアンケートの実施

(1) 外来者

- ・緊急地震速報の放送があった場合、退庁時にアンケートへの協力を呼びかけ、庁舎出入り口で回収する。
- ・緊急地震速報の放送があった場合のアンケートの配布は、警備員が行う。
- ・アンケートの回収については、庁舎入り口付近に設置したアンケート記入台に備えた「アンケート回収箱」に投函していただくよう説明する。

(2) 気象庁職員及びその他の庁舎常勤者

- ・ 後日メール等によりアンケートを配布、回収する。

「気象庁本庁庁舎内緊急地震速報モデル実験」に関するアンケート調査について

Q1 「緊急地震速報」の放送が行われた時、どこにいましたか？

食堂 喫茶店 気象科学館 書店 1階ロビー 天気相談所
図書館 地下1階売店 事務室・会議室 現業室
その他 下記に記入願います
()

Q2 緊急地震速報のチャイム音やアナウンスは聞き取れましたか。

聞き取れた 聞き取りにくかった 全く聞こえなかった

Q3 「緊急地震速報」の放送が行われた時、どのような行動をとりましたか？

身構えたりしゃがみ込むなど、その場で身の安全を確保した
その場から離れ、安全な場所へ移動した
何もできなかった 理由を下記に記入願います
()
その他 内容を下記に記入願います
()

Q4 外来者に対する誘導はできましたか

誘導できた
誘導したが外来者が応じなかった
誘導できなかった
近くに外来者はいなかった

Q5 最後にあなたのことについてお聞かせください。

・所属部署
総務部 予報部 観測部 地震火山部 地球環境・海洋部
東京管区气象台 その他 下記に記入願います
()

Q6 性別

男性 女性

Q7 年齢

10代 20代 30代 40代 50代 60代以上

その他、ご意見・ご感想などあればご記入願います。

(

)